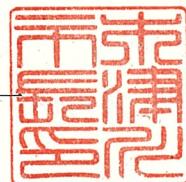


木津川市公告180号

市有財産(自動車)売払いの一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和7年10月27日

木津川市長 谷口 雄一



記

1 入札に付する市有財産

区分 番号	車名	初年度 登録	排気量 (cc)	走行距離 (km)	予定価 格(円)	入札保証 金(円)
7-3-01	三菱 パン	平成16年	650	107,214	30,000	3,000
7-3-02	ダイハツ タント	平成16年	650	79,166	30,000	3,000

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないもの及び同条第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過していないものではない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員でない者

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でない者
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 市税等を滞納していない者
- (7) 木津川市が定めるガイドライン及び KSI 官公庁オーケーションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員ではない者
- (10) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み(本申込み)は、仮申込み手続きを完了した後、令和7年11月17日(月)までに所定の申込書により木津川市総務部財政課に一般競争入札への参加を申し込むとともに、市が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効。)

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市総務部財政課管財係
電話番号 (0774)－75－1202(直通)
(0774)－72－0501(代表)

(2) 入札説明書等の配布期間等

ア 配布期間 令和7年10月31日(金)午後1時から令和7年12月11日
(木)午後1時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律
(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」と
いう。)を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時まで
とする。

イ 入手方法

(i) 京都府木津川市ホームページのトップページ「市有財産売扱情
報」からダウンロードすること。

(ii) 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、(1)の場所で受
領すること。

ウ 費用 無償

5 入札期間及び方法

(1) 入札期間 令和7年12月2日(火)午後1時から
令和7年12月9日(火)午後1時まで

(2) 入札方法

ア 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で
入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

イ 郵便等による入札書の提出は認めない。

6 入札保証金の納付について

(1) 入札に参加しようとする者は、木津川市が売却区分ごとに予定価格の10
0分の10以上の金額を定めた入札保証金を指定された方法により納付し
なければならない。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

7 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年12月9日(火)午後5時以降に公有財産売却システム上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のログイン ID 及び売却決定金額を公有財産売却システム上に公開する。

8 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

9 契約手続

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、契約書を作成すること。

10 売払代金の納付

- (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

- (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに木津川市が納付を確認でき

るよう売払代金の残金を一括で納付してください。

11 所有権の移転手続

- (1) 売払財産の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転するものとする。
- (2) 売払代金の納付を確認後、車両の名義変更手続は落札者が落札者の負担で行うこととする。
- (3) 売払財産は、現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切受け付けないものとする。

12 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙、契約の締結及び履行に関して必要な費用、所有権移転に必要な費用等は落札者の負担とする。

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、木津川市契約事務規則(平成19年木津川市規則第44号)の定めるところによる。
- (2) 公有財産売却の参加申込開始以後に公有財産売却を中止することがある。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。